

荒尾・玉名地域における乗合タクシー広域連携の可能性検討に向けた調査事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

荒尾・玉名地域における乗合タクシー広域連携の可能性検討に向けた調査事業業務

2 目的

熊本県県北広域本部玉名地域振興局（以下「県」という。）の管内は、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町の2市4町（以下「管内市町」という。）で構成され、南北に貫く鉄道、九州自動車道による陸送、長洲港を拠点とした海送を中心に福岡都市圏や熊本都市圏等との交通利便性に優れた特徴を持っている。

その一方で、管内に目を向けると、近距離移動に関しては、バス路線の廃止やダイヤ縮小などを背景に公共交通機関の利便性が低下し、持続可能な地域交通の確保が難しい現状がある。

このような状況を受け、管内市町を運行し、地域住民の重要な交通手段となっている乗合タクシーに着目し、その現状を地域全体として把握・共有し、課題を洗い出すことで、地域住民のニーズに即し、公共交通手段を補完する交通手段として機能させることが求められている。

そこで、本業務では、管内市町と連携し、管内で運行する乗合タクシーの現状を把握し、既存の乗合タクシーのさらなる利便性の向上や、将来的に複数の市町が連携して荒尾・玉名地域の特性に応じた広域的な公共交通の運用の可能性を探るとともに、課題やその対策を検討することで、地域の交通問題の解決、ひいては、地域交通の利便性向上に伴う定住促進に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

4 委託内容

本業務については、管内市町が連携して、乗合タクシーの利便性の向上等を通して地域が抱える交通問題の解決に寄与するため、次の取組を実施する。事業実施にあたっては、委託候補者の提案をもとに、実施内容を決定する。なお、事業の目的を理解した上で業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

なお、実施にあたり必要な経費は、委託料に含めるものとする。

(1) 乗合タクシー事業者の実態調査

ア 実施内容

荒尾・玉名地域で乗合タクシーを運行する事業者に対し、運行状況等を含んだ交通資源に係るヒアリングを実施すること。

イ ヒアリングの回数、意向確認等

- ・ ヒアリングの対象は管内市町を運行する乗合タクシーを運営する全ての事業者とする。

- ・ ヒアリングの回数は、1事業者あたり最低1回とする。
- ・ 乗合タクシーの運行に関わる人員、車両台数、収容人数、定期路線等の定数調査を行い、交通資源を明らかにすること。また、事業所全体の人員や車両台数等の調査もあわせて行い、各事業者における乗合タクシーの運行に要する人員等の割合を整理すること。
- ・ 事業者が運行する乗合タクシーについて、運行地域や運行時間など空白の可視化が分かるように管内市町ごとに整理すること。

(2) 管内市町の乗合タクシーの現状及び課題に関する調査

ア 実施内容

管内市町の役所（役場）に対し、乗合タクシーの現状及び課題に係るヒアリングを実施すること。

イ 実施方法等

- ・ 地域交通の担当所属を主とし、状況に応じて地域交通の担当以外の所属からもヒアリングを実施すること。
- ・ 下記(3)における施策等の提案における資料とするため、管内市町で導入している乗合タクシーの運行管理システムの仕様等についてもヒアリングを実施すること。
- ・ ヒアリングの結果については、現状及び課題ごとに整理すること。

(3) 複数の市町での広域的な連携に向けた施策等の提案

上記(1)及び(2)の結果や、管内市町で導入している乗合タクシーの運行管理システムの仕様等を分析し、複数の市町での広域的な連携に向けた施策等を費用負担の面も含めて提案するとともに、その他荒尾・玉名地域における乗合タクシーの利便性の向上を図るための取組みを、乗合タクシーが運行する管内市町ごとに提案すること。

(4) 研修会及び成果報告会の開催

ア 実施内容

管内市町の担当者等に対し、乗合タクシーの制度紹介や地域交通の活性化等に関する研修会を開催すること。併せて、上記(1)から(3)までの結果を整理したうえで、本業務に係る成果報告会を開催すること。

イ 開催方法等

- ・ 研修会において、乗合タクシーを広域的に運用する市町村に関する優良事例を1つ以上紹介すること。
- ・ 当日は、司会・進行等の運営を行うこと。
- ・ 対面方式を原則とするが、オンラインでも開催できるよう配慮すること。
- ・ 原則、開催場所は荒尾・玉名地域管内とすること。
- ・ 開催日時等は、県と協議の上、決定すること。なお、研修会及び成果報告会は同日に開催すること。

- ・ 研修会の開催後は、参加者にアンケートを実施すること。アンケート項目や内容については、県と協議した上で決定すること。

5 成果品・提出場所

(1) 成果品

業務完了報告書 2部

なお、本業務で作成した制作物等があれば成果品として提出すること。

(2) 提出場所

熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

6 著作権等

- ・ 本業務において製作するすべての電子データについては、第三者（受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・ 委託業務により制作した成果物の著作権及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとし、管内市町も利用することができるものとする。
- ・ 使用する映像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する写真に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。

7 業務実施体制

受託者は、本業務を実施する実施責任者を配置すること。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含めるものとする。ただし、県及び管内市町の職員が研修会に参加するにあたって要する交通費は除く。

9 その他留意事項

- ・ その他荒尾玉名地域における地域交通の利便性が向上する取組を予算の範囲内で実現可能な提案をすること。
- ・ 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・ 業務の遂行に当たっては、県と随時打合せを行い、十分に協議を行った上で実施すること。
- ・ 業務の遂行に当たっては、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることのないようにすると

ともに、個人情報を取り扱う場合は、使用方法について明記すること。

- ・ 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議すること。